

り災証明書発行後に受けられる住家被害への主な支援

1 被災者生活再建支援法による支援

被害内容		支援内容		
認定	損害割合	基礎支援金	加算支援金	計
全壊	50%以上	100万円	50～200万円	150～300万円
大規模半壊	40%以上50%未満	50万円	50～200万円	100～250万円
中規模半壊	30%以上40%未満	—	25～100万円	25～100万円
半壊	20%以上30%未満	—	—	—
一部損壊	1%以上20%未満	—	—	—
無被害	1%未満	—	—	—

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

2 災害救助法による支援

被害内容		応急仮設住宅の供与※1	住家の応急修理※2	
認定	損害割合	対象	対象	限度額
全壊	50%以上	○	— (※)	— (※)
大規模半壊	40%以上50%未満	△	○	595,000円以内
中規模半壊	30%以上40%未満	△	○	
半壊	20%以上30%未満	△	○	
一部損壊 (準半壊)	10%以上20%未満	—	○	300,000円以内
一部損壊 (10%未満)	10%未満	—	—	—
無被害	1%未満	—	—	—

※1 応急仮設住宅の供与 (仮設住宅が供与されると住家の応急修理は受けられません。)

対象者：全壊、全焼、流出した方で、自らの資力では住宅を確保できない方。ただし、半壊でも、住み続けることが困難な場合や避難指示の長期化が見込まれるなど全壊相当の場合は個別協議の結果によります。

※2 住家の応急修理 (日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することにより、元の住家に引き続き住むことを目的としています)

- ① 対象者：住家が半壊または大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に半壊 (いわゆる大規模半壊) し、自らの資力では応急修理をできない方。ただし、全壊の場合でも修理することで、居住することが可能な場合は対象とすることができますが、応急仮設住宅の供与は対象外となります。
- ② 対象工事：日常生活に不可欠な部分の応急的な修理のみが対象です。内装に関する工事は原則として対象外です。
- ③ 要件：応急仮設住宅等に入居していないこと。区市町村が修理業者に委託して実施すること。